

計画段階環境配慮書について提出された環境の保全の見地からの提出意見とこれに対する事業者の見解

No.	大項目	中項目	意見の具体的な内容	件数	事業者の見解
1	1. 自然環境	森林・植生	高知県内に1～2%しか残っていない貴重なブナ・ヒノキの天然林を伐採することへの懸念	43	主にブナ林等の冷温帯植生で構成される特定植物群落の「青ザレ山とその周辺の森」や自然度9・10の植生が分布している点は認識しております。その他、配慮が必要となる県立自然公園区域やKBAが周辺に存在していることについても認識しております。 当該地域における豊かで貴重な自然を次世代に残す必要があることは当社も認識しております。一方で、現状、何ら手を加えない状況でも温暖化の影響で2050年には当該地域のブナ林等の貴重な自然林がなくなる可能性が指摘されています。 今後より詳細な調査を実施して、周辺も含めた自然植生の広がり、周辺環境との位置関係等の把握に努めてまいります。そのうえで、専門家等の助言を受けブナ林等の伐採を控える等の環境へ配慮した事業計画を検討し、事業による影響の回避または低減を図ってまいります。
2	1. 自然環境	森林・植生	特定植物群落「青ザレ山とその周辺の森」が事業区域に含まれており除外すべき	12	
3	1. 自然環境	森林・植生	全国でも稀少な「植生自然度9・10」エリアを改変することへの懸念	12	
4	1. 自然環境	森林・植生	共有菌根ネットワーク(ウッド・ワイド・ウェブ)破壊による山の弱体化	4	老齢樹、とりわけブナ林が持つ炭素固定機能、生態系維持機能、菌根ネットワークの重要性については、文献調査及び現地踏査によって、ブナ林を含む冷温帯の植生などが分布している点を認識しております。 今後詳細な調査を実施し植生分布を明らかにしたうえで、専門家等の助言を受け老齢林の伐採を控える等の環境へ配慮した事業計画を検討し、事業による影響の回避または低減を図ってまいります。
5	1. 自然環境	森林・植生	林齢150～250年の天然林を伐採せず母樹として残すべき	3	
6	1. 自然環境	森林・植生	天然林の次世代を担う若く細い天然更新木も維持されなければならない	1	森林の天然更新については当社も同じ認識です。一方で、当該地域では近年シカ食害が進行し、樹木の剥皮被害や下層植生の衰退、表土流出が見られております。専門家等の助言を受けブナ林等の伐採を控える等の環境へ配慮した事業計画を検討し、事業による影響の回避または低減を図った上で、シカ食害対策等の天然更新補助を検討しております。シカ食害対策等の植生保護につきましては、今後事業計画の熟度が高まった段階で、関係機関等と協議を行い検討する予定です。
7	1. 自然環境	森林・植生	希少種だけでなく、周辺の非希少植物や土壌も含めた周辺環境との相互依存にも配慮すべき	1	希少種だけではなく、その周辺環境の維持も重要と認識しております。管理用道路は既存林道・作業道を活用し、森林の伐採や土地の改変は最小限にとどめ、今後実施する現地調査及び予測・評価の結果を踏まえ、適切な環境保全措置を行うことで、環境影響の回避、低減に努めます。
8	1. 自然環境	森林・植生	森林伐採に伴う保水・涵養機能の消失が山全体の荒廃を招く懸念	18	水源涵養や土砂災害などの観点については、環境影響評価手続きとは別途、林地開発許可・保安林解除・保安林内作業許可等の森林法の手続きにおいて、「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」について審査がございますので、今後の手続きにおいて、関係機関との協議や指導に従い、適切に対応いたします。
9	1. 自然環境	森林・植生	風況調査の段階ですでに一部の森林を伐採してしまっている	1	風況調査に当たっては、風況ポールの設置予定箇所及び搬入用道路予定地の植生調査を行い、現地調査結果をもとに、風況ポールの設置位置を検討いたしました。 また、設置工事に先立って地盤強度の調査を実施し、それを踏まえた強度検討を行い、建築確認許可を取得しております。 森林の公益的機能を維持できる範囲で許可を出す制度である保安林内作業許可も取得しています。 土地の形質変更の許可の中で、原状回復の指導を受けており、撤去後は埋め戻しと植林を実施し原状回復いたします。
10	1. 自然環境	森林・植生	高知県「再エネの促進区域の設定に関する環境配慮基準」(2022年12月)によると、再生可能エネルギーの利活用の促進区域に含める区域として、県立自然公園や保安林は適切でない	1	高知県の「再エネの促進区域の設定に関する環境配慮基準」によると、保安林や自然公園は再生可能エネルギー事業を促進する区域に含めることが適切でないとされていますが、この「環境配慮基準」はあくまでも禁止区域を定めたものではなく、市町村が再エネを促進すべき区域を定める際の基準であり、直ちに事業を禁止するものではありません。 ご指摘の通り、事業実施想定区域が高知県の再エネ促進区域に含めることが適切でない区域ではございますが、県基準策定の考え方である、「多様な自然的社会的機能を持つ森林の役割を重視した再エネの推進」、「独自で多様性のある生態系と調和した再エネの推進」に沿った計画となるよう検討してまいります。 また、林野庁は「保安林の指定解除事務等マニュアル(風力編)」を令和3年9月(令和7年4月改定)に発行し、保安林内でも許可要件を満たせば風力事業を行うことを認めています。 本事業は、林地開発許可・保安林解除・保安林内作業許可等の森林法の手続きにおいて「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」についての審査をきちんと経た上ではじめて実施されるものです。
11	1. 自然環境	森林・植生	NPO法人の活動として15年かけ再生した里山の環境を守りたい	1	本事業による自然環境への影響については、今後の方法書以降の手続きにおいて現地調査を実施し、植生、生態系、水環境等への影響を具体的に予測・評価いたします。その結果を踏まえ、改変範囲の最小化や配置の見直し等により、影響を可能な限り回避又は極力低減する計画といたします。 地域で行われている環境保全活動や自然体験の場への影響についても、関係団体の皆様からご意見を伺いながら検討してまいります。

No.	大項目	中項目	意見の具体的な内容	件数	事業者の見解
12	1. 自然環境	野生動物	残り16～24頭とされる四国ツキノワグマの生息地や移動経路の侵害の懸念	38	ツキノワグマについては環境省レッドリストの「絶滅のおそれのある地域個体群」として生息状況に懸念がある点は認識しております。今後専門家の助言等も踏まえ、適切な手法を用いて調査を実施し、生息状況の把握に努めてまいります。そのうえで、生息が確認された場合には専門家等の助言を踏まえてツキノワグマの主要な生息環境となる冷温帯植生のブナ林等の伐採を控える等の環境へ配慮した事業計画を検討し、事業による影響の回避または低減を図ってまいります。
13	1. 自然環境	野生動物	特別天然記念物ニホンカモシカの生息地や移動経路の侵害の懸念	11	天然記念物、「四国地方のカモシカ」が絶滅のおそれのある地域個体群(LP)として指定されており、その重要性については認識しております。また、ニホンカモシカの生息に適した冷温帯植生が分布していることから、本地域にも生息している可能性も認識しております。今後、より詳細な調査を実施し、専門家等の助言を受けてニホンカモシカの生息環境へ配慮した事業計画を検討し、事業による影響の回避または低減を図ってまいります。
14	1. 自然環境	野生動物	絶滅危惧種かつ国の天然記念物であるヤマネの生息地を奪うべきでない	1	今後より詳細な調査を実施して、周辺も含めた自然植生の広がり、周辺環境との位置関係、天然記念物であるヤマネの生息状況を含めた生態系の把握に努めてまいります。そのうえで、専門家等の助言を受けブナ林等の伐採を控える等の環境へ配慮した事業計画を検討し、事業による影響の回避または低減を図ってまいります。
15	1. 自然環境	野生動物	トサオサムシ、アワオサムシの分布境界・混生地域への影響	2	昆虫類の餌資源となる下層植生がニホンジカによって大きく減少している箇所を現地で確認しております。ご指摘の種を含めた重要な種については、今後、より詳細な調査を実施し、生息が確認された場合は、専門家等の助言を受けて特に重要種の生息環境へ配慮した事業計画を検討し、事業による影響の回避または低減を図ってまいります。
16	1. 自然環境	野生動物	ハネナシコオロギの四国における分布西限である高板山の生態学的価値への配慮不足	1	
17	1. 自然環境	野生動物	湧水地で産卵するサンショウウオ等の両生類の生息環境悪化への懸念	2	サンショウウオ類等の重要な種については、主な生息環境の有無や利用状況を現地調査により把握し、影響の予測及び評価を行った上で、必要に応じて保全措置を検討いたします。
18	1. 自然環境	野生動物	超低周波音や騒音等がモグラ等の小さな命に多大な影響を及ぼすことの懸念	1	超低周波音や騒音の動物への影響につきましては研究例がなく、現時点では科学的知見は認められませんが、引き続き最新の知見を収集し、計画を検討してまいります。
19	1. 自然環境	鳥類・コウモリ	風車の羽(ブレード)に野鳥が巻き込まれることへの懸念	16	・ヤイロチョウ、ブッポウソウ、アカショウビン、サンショウクイ等を含めた鳥類の生態系への影響 ・バードストライク等の影響 ・サシバ、ハチクマ等の渡りルート ・クマタカ、イヌワシの生息可能性 これらのご意見については、今後の環境省の定める環境アセス手続きの中で専門家等の助言をいただきながら、「猛禽類保護の進め方」や「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省)等に基づき、適切な手法を用いて調査を実施し、本地域の植生や生態系、鳥類の生息状況、渡り鳥の利用状況の把握に努めてまいります。そのうえで、事業計画や最新の知見に基づく保全措置の検討を実施し、事業による影響の回避または低減を図ってまいります。
20	1. 自然環境	鳥類・コウモリ	サシバの主要な渡りルート上での衝突リスク	26	
21	1. 自然環境	鳥類・コウモリ	希少猛禽類クマタカの上昇気流を利用した飛翔ルート上の障害	10	
22	1. 自然環境	鳥類・コウモリ	繁殖後の若鳥の分布拡大や狩場としての重要性への考慮不足	2	
23	1. 自然環境	鳥類・コウモリ	秋の渡りを行うハチクマのルート保護の必要性	4	
24	1. 自然環境	鳥類・コウモリ	県の鳥ヤイロチョウが生息する森の環境破壊	4	
25	1. 自然環境	鳥類・コウモリ	絶滅危惧種ブッポウソウの生息環境への影響	2	
26	1. 自然環境	鳥類・コウモリ	甫喜ヶ峰鳥獣保護区等に生息する種(アカショウビン、サンショウクイ)への影響	2	

No.	大項目	中項目	意見の具体的な内容	件数	事業者の見解
27	1. 自然環境	鳥類・コウモリ	チチブコウモリ等、高空飛翔を行うコウモリの衝突の危険性	3	コウモリ類の生息状況については文献資料のほか、ヒアリングを実施した専門家からも情報提供を受けて整理していますが、重要種として該当する種も事業実施想定区域および周辺に多く生息している可能性があること、また、第116回土佐生物学会大会において、事業実施想定区域近傍である香美市物部町矢筈峠でのチチブコウモリの捕獲確認について報告されたことについて承知しております。
28	1. 自然環境	鳥類・コウモリ	コウモリの夜間の音声モニタリング等による高度別生息状況把握の必要性	1	これらコウモリ類については、樹林性種の生息環境への影響や、高空を移動する種におけるバットストライクおよび移動経路の阻害などの影響が考えられます。今後、夜間の音声モニタリング調査等で高度別の生息状況および、専門家等の助言を踏まえて、コウモリ類の生息状況や環境へ配慮した事業計画を検討し、事業による影響の回避または低減を図ってまいります。
29	1. 自然環境	生態系攪乱	開発により住処を追われたシカやイノシシが集落に下り、農作物被害を拡大させることへの懸念	28	風力発電所の建設には森林伐採や道路の整備が伴うため、シカやイノシシの生息環境が変化し、餌場や隠れ家が減少・消失することで、新たな生息地を求めて人里近くに移動してくる可能性が指摘されています。また、本地域では、既に山地においてニホンジカの食害による植生への影響が見られ、ニホンジカ自体相当数の生息が考えられます。既存の調査事例を踏まえると、開発行為によって麓へ降りてくるよりも、尾根部に移動経路ができることで、山地の回遊性が増大する可能性が考えられることから、風力発電所によりニホンジカ等が麓に降りることによる獣害の拡大する可能性は小さいものと考えております。しかしながら、本地域の地形や気候をはじめとする様々な環境要因により、獣害の発生有無の予測については、現時点で不確実性を伴うことから、引き続き、風力発電事業の実施による獣害の発生事例・知見の収集に努めてまいります。
30	1. 自然環境	生態系攪乱	シカ食害対策としての防鹿柵や環境保全活動の継続の必要性	3	ニホンジカの食害による植生衰退及び表土流出については当社でも認識しております。シカ食害対策等の植生保護につきましては、今後事業計画の熟度が高まった段階で、関係機関等と協議を行い検討する予定です。林床がニホンジカによる食害の影響により植生環境自体が変化している箇所も現地で確認しております。今後、より詳細な調査を実施して、周辺も含めた自然植生の広がり、周辺環境との位置関係の把握に努めてまいります。そのうえで、専門家等の助言を受けて事業計画を検討し、事業による影響の回避または低減を図ってまいります。
31	1. 自然環境	生態系攪乱	道路建設による森林の連続性の喪失と生き物の回廊の寸断	2	管理用道路については、可能な限り既存の林道・作業道を補修または拡幅して使用する計画ですが、今後の手続きの中で、風力発電機の設置場所や管理用道路については、関係機関との協議を踏まえ、周辺環境へ配慮した線形や施工方法、維持管理方法を検討してまいります。
32	2. 防災・地質	土砂災害	地質が脆弱な尾根上で、保安林を解除し、大規模に土地改変を行って、高さ150m以上の風力発電機を設置することは、地すべりなどの災害リスクを高める	6	ご指摘の通り、事業実施想定区域の一部が御荷鉾帯に位置していることを認識しているため、計画に当たっては、ボーリング調査結果や関係機関との協議を踏まえ、検討してまいります。土砂流出防備保安林については、可能な限り伐採を行わないよう検討中です。
33	2. 防災・地質	土砂災害	御荷鉾緑色岩類等、地すべり密度が極めて高い地質での建設不安	6	四国には三本の構造線が東西に走っており、本事業の事業実施想定区域の大半が秩父帯に、北側の一部が御荷鉾帯に属していると認識しているため、計画に当たっては、専門家からの助言や関係機関との協議を踏まえ、周辺環境へ配慮した線形や施工方法、維持管理方法を検討してまいります。
34	2. 防災・地質	土砂災害	ペラペラと剥がれやすく水を含むと滑りやすい性質への懸念	3	
35	2. 防災・地質	土砂災害	構造線に接し崩壊しやすい砂岩層が破碎されている箇所での開発リスク	2	
36	2. 防災・地質	土砂災害	地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区、山地災害危険区域を含む場所の開発への懸念	42	環境アセスの手続きにおいて、地形や地質に関する調査・予測・評価を行います。さらに、風車の安全な配置や管理用道路、防災設備や排水計画等の設計に向けて、地すべりなどの「土地の安定性」についても詳細な調査・検討を進めてまいります。最終的な事業計画の決定に際しては、詳細設計を審査する許認可手続きに基づき、森林法、宅地造成及び特定盛土等規制法、地すべり等防止法等に準拠した確実な防災設計を行います。地域の皆様がご心配されている防災面について万全の対策を講じ、安全な発電所の実現を担保してまいります。

No.	大項目	中項目	意見の具体的な内容	件数	事業者の見解
37	2. 防災・地質	土砂災害	昔から「尾根をいじってはいけない」と言われており、尾根部の改変への懸念	5	「山の尾根をいじってはいけない」という言い伝えについては、「山の形を変えることで水や風の流れが変わり、土砂災害や水害を引き起こす恐れがある」という、土地を守ってこられた先人たちの知恵であると理解しております。尾根を改変することで危惧されることの一つは「水の流れが変わること」であると考えられます。本事業では関係機関との協議や専門家の助言を踏まえ、適切に現地調査、予測及び評価を実施し、工事の前後で水量・水流が変わることがないように対策を行います。また、土砂災害への対策としても、林地開発許可・保安林解除・保安林内作業許可等の森林法の手続きにおいて「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」について厳しく審査されますので、適切に対応してまいります。また、本事業は、宅地造成のように山を平らに削り取るものではありません。風車を設置する「点」と、そこへ至る「線(道路)」のみを、今の地形や既設林道を可能な限り活かして整備します。尾根という「山の骨格」を維持し山のバランスを崩すことのない計画とします。
38	2. 防災・地質	土砂災害	林野庁でも尾根筋は保護樹帯として保残することが「主伐時における伐採・搬出指針」にも明記されている	1	「主伐時における伐採・搬出指針」には、「林地の保全及び生物多様性の保全のため、保残する箇所及び樹木について森林所有者等と話し合い、必要に応じて溪流沿い、尾根筋での保護樹帯の設定、野生生物の営巣に重要な空洞木の保残等を行うものとする」との記載がございます。今後、詳細な現地調査を行い、森林の公益的機能に配慮し、関係機関等の意見も踏まえた上で、計画を検討してまいります。
39	2. 防災・地質	土砂災害	過去の大惨事を引き起こした脆弱な地質への大規模改変への恐怖	2	1972年(昭和47年)7月5日に発生した繁藤災害については当社も認識しております。土砂災害などの観点については、環境影響評価手続きとは別途、林地開発許可・保安林解除・保安林内作業許可等の森林法の手続きにおいて「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」について審査がございますので、今後の手続きにおいて、関係機関との協議や指導に従い、適切に対応いたします。
40	2. 防災・地質	土砂災害	巨大な風車を支えるため深くまで掘削することによる地盤破壊への懸念	6	本計画が実施可能かどうかの調査の前段階であるため、詳細な設計計画に至っておらず改変範囲については未定ですが、風車配置の検討段階において、地質等の状況について関係機関等と協議の上、各地点でボーリング調査を実施し、適正な工法・基礎構造を検討し、地震による倒壊のリスクを可能な限り低減した配置とします。倒壊等に対しては十分な対策を取りますが、万が一風車の破損や故障の際は、保険適用し、施設が運転可能な状態を維持する計画です。
41	2. 防災・地質	土砂災害	近年の想定外の台風や豪雨(線状降水帯)に耐えるか	6	昨今、異常気象の頻度は年々高まっており、想定を超える災害も増大しております。今後の災害規模や頻度についての予測は難しい側面もございますが、最新の知見や専門家のご意見を参考に、事業計画に取り入れてまいります。また、国土交通省における「気候変動を踏まえた治水計画のあり方」や「気候変動を踏まえた砂防技術検討」の考え方を事業計画に反映させるようにいたします。また、行政の審査、指導の過程で想定以上の降雨量に基づいた審査が行われ、従来の想定を超えるといわれた風雨に対しても対応した設計であることが審査されます。
42	2. 防災・地質	土砂災害	既存林道の拡幅や新設作業道が土砂災害の起点となる懸念	8	搬入用道路を含む管理用道路につきましては、地形・地質調査結果を踏まえ、地形改変や連続的な切り盛りは必要最小限とし、可能な限り既存の林道・作業道を補修または拡幅して使用する計画です。今後の各種検討の中で、安全な風車配置や管理用道路の設計のために、地すべりなど土地の安定性等の調査・検討を行ってまいります。関係機関等と協議の上、適切な工法や防災対策を実施し、森林法、宅地造成及び特定盛土等規制法、地すべり等防止法等に基づいた計画といたします。
43	3. 水資源・水質	水脈・供給	アンカー打ち込みによる地下水脈の切断と水の流路への影響	11	風力発電機の基礎構造は、地形・地質調査や風力発電機の建設予定地のボーリング調査結果を踏まえ、水脈の分断を行わないよう設計を行い、地下水や湧水への影響の回避に努めます。また、管理用道路の計画に当たっては、樹木の伐採や造成を必要最小限とし、分散排水を行うことで浅層の水源や流路への影響を極力回避または低減する方針です。
44	3. 水資源・水質	水脈・供給	物部川北岸の棚田(谷相・永野等)への供給水量の減少と濁り	5	水源の保全についてはシカ食害対策等の植生保護も有効と考えており、今後事業計画の熟度が高まった段階で、関係機関等と協議を行い検討する予定です。

No.	大項目	中項目	意見の具体的な内容	件数	事業者の見解
45	3. 水資源・水質	水脈・供給	飲用や生活に使用している湧き水が出なくなることの危惧	10	水環境(水源・水質等)への影響については、今後、関係機関との協議や専門家の助言を踏まえ、適切に現地調査、予測及び評価を実施し、水源涵養機能、水量や流路への影響を可能な限り回避又は極力低減いたします。
46	3. 水資源・水質	水脈・供給	美良布・猪野々・谷相等の水道水源地上流での工事による水質・水量への影響	10	
47	3. 水資源・水質	水脈・供給	山からの水を飲んでいる生活の影響	5	
48	3. 水資源・水質	水脈・供給	ダムに堆積した泥が攪拌され続け下流の濁りが消えない現象の悪化	7	物部川が短くて勾配が急な河川であること、3つのダム(永瀬ダム、吉野ダム、杉田ダム)があり、物部川が治水・利水・濁水といった環境においてさまざまな課題を抱えていることは当社も認識しています。 今後、いただいたご意見を踏まえ、関係機関との協議や専門家のご指導の上、適切に現地調査、予測及び評価を実施し、各種許認可と審査過程で治水対策を行い、物部川水系の環境に影響がないよう計画に反映してまいります。
49	3. 水資源・水質	水質汚染	工事中のホース破れや転落事故による油・燃料の沢への混入の不安	2	工事の計画に当たっては安全・環境保全を最優先とし、周辺住民の皆様および関係機関からご意見・ご指導を賜りながら、安全・環境対策を取るよう計画・検討してまいります。
50	3. 水資源・水質	水質汚染	道路の維持管理に撒かれるグリホサート系除草剤による水質・人体・下流域への影響	5	グリホサート系除草剤につきましては、欧州委員会が欧州食品安全機関の科学データに基づいて使用承認の延長を決定しており、欧州連合加盟国においては農業用以外の目的での使用が禁止されている事例があると認識しております。 極力除草剤は使用しないよう努めますが、万が一使用する場合でも環境に配慮した成分のもので最小限の使用に留めます。
51	3. 水資源・水質	水質汚染	風車のブレードの塗装に含まれる有機フッ素化合物(PFAS)の剥離による汚染	5	現在使用されている風力発電機にPFASによる塗装がされていることは認識しておりますが、PFASのうち、国際的に規制されているPFOSやPFOAについては使用されていないことを確認しております。 風力発電機は基本的に受注生産となるため、本事業で使用する風力発電機を製造する時期にはPFASの規制が進んでいると考えますが、今後、風車を選定する際には、最新の情報を収集し、使用する塗料についても検討してまいります。
52	4. 生活環境	騒音・健康	風車の騒音や低周波音の健康への影響	7	騒音については、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(環境省、2017年)によれば「これまで国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」とあります。 また、「風力発電施設からの騒音については、通常可聴周波数範囲の騒音として取り扱い、わずらわしさ(アノイアンス)と睡眠影響に着目して、屋内の生活環境が保全されるよう屋外において昼夜の騒音をそれぞれ評価することが適当である」と整理されています。
53	4. 生活環境	騒音・健康	既存風車の音で夜眠れない事例への言及	4	低周波音については、環境省の検討会報告書「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」(環境省、平成28年11月)によりますと、「風車騒音には超低周波音あるいはそれに近い周波数の成分も含まれているが、一般的な風車騒音ではこれらの低周波数成分そのものは感覚閾値以下である」との記載があります。また同資料において、国内外の風車騒音と人への健康影響について、過去の研究を広く整理したところ、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できない」という報告がされております。
54	4. 生活環境	騒音・健康	低周波被害と医師に認められた知人がいる等の事例	3	しかしながら、ご懸念・ご不安のご意見に対しては真摯に対応し、今後の手続きの中で、風車の機種選定や、設置位置からの離隔を十分に取るよう計画を検討し、騒音及び超低周波音による影響については適切に予測・評価いたします。 万が一本事業に起因する健康被害が発生した際は、事業者が責任を持って直ちに原因や被害状況を調査し、関係機関と協議の上、早期の問題解決に努めます。
55	4. 生活環境	騒音・健康	巨大な建造物が視界に入ることによる心理的圧迫感や精神的疲弊	3	風車の見え方については多様な受け取り方があるため、フォトモンタージュ等を作成し仮の風車配置における代表的な地点からの見え方を住民の皆様にご説明するよういたします。

No.	大項目	中項目	意見の具体的な内容	件数	事業者の見解
56	4. 生活環境	騒音・健康	電磁波による通信機器や電子機器への影響	1	電磁波は送電線等の電力設備の周囲だけでなく一般的な家電製品などからも発生します。 風力発電機や送電線から発生する電磁波（電磁界）は、主に50Hzまたは60Hzの超低周波です。この超低周波電磁界は携帯電話やWi-Fiなどに使用される高周波（マイクロ波）とは異なり、エネルギーが極めて小さいため通信機器や一般的な電子機器の動作に直接的な干渉を引き起こす可能性は非常に小さいとされています。健康への影響についても議論がありますが、一般的にその強度は日本の規制値（200 μ T）と比べても十分に小さく、国際的なガイドラインを下回るレベルであり、健康への影響はないものと考えられます。同様に、発電機や送電線から発生する超低周波電磁界による機器への直接的な影響はないものと考えられます。 電子機器への影響として懸念されるのは発電設備自体（ブレードなど）が引き起こす電波の物理的妨害（遮蔽・反射など）が考えられますが、こちらについても関係機関等と協議の上、影響のないよう検討いたします。
57	4. 生活環境	安全・事故	地震時の風車転倒、ブレードの落下・飛散への不安	5	南海トラフ地震では、発電所建設予定地域は震度6強の揺れが予測されています（「高知県防災マップ」より）。 風力発電設備の強度や安全性については電気事業法にもとづく審査やウィンドファーム認証が必要となり、建築基準法に適合する耐震性能が求められます。また、ウィンドファーム認証ではサイト条件の評価の際に、過去の地震や津波の結果やハザードマップを参照することが求められています。 風車配置の検討段階において、地質等の状況を関係機関等と協議の上、各地点でボーリング調査を実施し、適正な工法・基礎構造を検討し、地震による倒壊のリスクを可能な限り低減した配置とします。 今後採用する風力発電機は、国際的な第三者認証機関によって認証を受けた機種になります。また、風力発電機自体の認証とは別に、風力発電所の安全性(耐震性を含む)については、当該地域での自然環境条件に基づいて風車や支持構造物の強度や安全性が設計上担保されていることを第三者機関が審査し、認証したものとなります。 倒壊等に対しては十分な対策を取りますが、万が一風車の破損や故障の際は、保険適用し、施設が運転可能な状態を維持する計画です。 また、工事期間中に地震が起こった際にも、保険適用し適切に対応いたします。
58	4. 生活環境	安全・事故	石川県での全停止・破損（73基停止）事例への言及	4	2024年の能登半島地震においては石川県内の2ヶ所（2基）の風力発電所でブレードが破損・落下したことが報告されています。 能登半島地震で被害を受けた2ヶ所の風力発電所については、1基の風車ブレード（羽根）が地震で折れ曲り（珠洲市の珠洲第2風力発電所（2008年12月稼働））、もう1基は折れて落下（志賀町の酒見風力発電所（2007年2月稼働）、他者への物損等なし）していました。 能登半島地震時における石川県の風力発電所は、珠洲市から志賀町まで合計73基が稼働していましたが、地震の直後にはすべての風車が緊急停止しました。倒壊した風車はありませんでした。2025年9月時点で39基が稼働しています。 停止・破損の原因および復旧・稼働状況については引き続き注視し情報収集してまいります。
59	4. 生活環境	安全・事故	ナセル（発電部）の火災や落雷時の爆発による山火事リスク	2	風力発電機自体の認証とは別に、風力発電所の安全性(耐震性を含む)については、当該地域での自然環境条件に基づき風力発電施設の強度や安全性が設計上担保されていることを第三者機関が審査し、認証したうえで、経済産業省が審査し、安全性を確認することになります。 本事業で採用する風力発電機の機種は未定ですが、日本国内の自然環境に耐えうる仕様が要求されるため、耐雷システムや自動消火装置が備え付けられており、落雷による損傷が無いよう設計されているほか、発電設備内の火災に対応できるようになっております。
60	4. 生活環境	安全・事故	工事車両に通学中の子供たちが事故に巻き込まれる危険性	3	工事車両の通行に際しては安全誘導員も配置する等安全を最優先とした計画といたします。 事業の計画に当たっては、周辺住民の皆様および関係自治体からご意見・ご指導をいただいたうえで、計画・検討してまいります。

No.	大項目	中項目	意見の具体的な内容	件数	事業者の見解
61	4. 生活環境	安全・事故	最寄りの住宅から距離を1.6kmとした根拠を示してほしい	3	事業者としては住宅との離隔距離を1km以上確保することが望ましいと考えております。 その上で風力発電機の仮配置を行った結果、事業実施区域と最寄りの住宅との離隔距離が1.6kmとなりました。 1km以上確保すべきと考えた理由については、下記のとおりです。 風力発電機の設置にあたり、民家から「何メートル以上」という厳密な法律上の距離制限は存在しません。 環境省の指針では残留騒音＋5dBとされ、特に静穏を要する地域では35～40dB、それ以外の地域においては40～45dB以下が望ましいとされています。 2018年に環境省が実施した風力発電施設から発生する騒音の実態調査(「風力発電施設から発生する騒音等に対する取組について」環境省 水・大気環境局 大気環境課 大気生活環境室,ちょうせい 第99号(R元.11))によると、風力発電施設周辺における騒音値は発生する音は距離とともに減衰し、500m前後では32～45dB、1km以上で30～32dbの範囲まで騒音が減衰することが確認されています。 ただし、騒音レベルは低いものの、より耳につきやすく、わずらわしさ(アノイアンス)につながる場合もあることも報告されています。 今後の手続きの中で風車配置の絞り込みを行い、十分な離隔をとるよう検討してまいります。
62	4. 生活環境	安全・事故	CO2の排出削減量について LCA(ライフサイクルアセスメント)の値での比較 (事業で行う道路建設、設備場所、送電装置設置等による山林減少に伴うCO2増加等も含め)	3	本事業の年間発電量は約4.1億kWhを想定しており、一般家庭約10万世帯分の電力使用量に相当します。 また、既存の発電電源との置き換えによる効果として、年間約17.8万トンの二酸化炭素排出削減への寄与を見込んでいます。 これは、スギ林約20,220ha分の二酸化炭素吸収量に相当する規模であり、工事に伴い伐採される樹木が有していた二酸化炭素吸収量を上回るものと想定されます。 一方で、LCA(ライフサイクルアセスメント)の観点から、原材料の調達、製造、輸送、建設、運転、撤去および廃棄に至るすべての工程における二酸化炭素排出量を定量的に算定することは非常に困難です。 本事業においては、発電段階における二酸化炭素排出を抑制する再生可能エネルギーの導入効果を踏まえつつ、環境への影響については、制度や技術的な整理が可能な範囲で適切に整理していく考えです。
63	5. 景観・文化	景観	梶ヶ森山荘、奥神賀山、塩の道等からのフォトモンタージュの要望	3	配慮書に記載した眺望点は、公的なHPや資料に記載されているものとなります。今後の手続きにおいて、いただいたご意見を参考とし、引き続き情報収集に努め、山荘梶ヶ森他山からの眺望や住民が日常的に視認する場所として居住地区内の代表的な拠点(公民館等)を選定し、本事業の実施によって生じる可能性のある影響を極力回避・低減した計画となるよう検討してまいります。 風車の景観については多様な受け取り方があるため、フォトモンタージュ等を作成し、住民の皆様のご意見をお伺いする機会を持つようにいたします。
64	5. 景観・文化	景観	風車の航空障害灯の点滅により星空の景観が悪くなる	4	風力発電機の航空障害灯は、航空法に基づき設置が義務付けられており、航空機の安全運航を確保するために必要な設備です。 本計画では航空法の規定に従った上で最小限の設置とし、同時閃光や下方への光の照射を防ぐカバーの取付等を検討し、景観への影響を可能な限り低減するよう努めてまいります。
65	5. 景観・文化	景観	梶ヶ森の天文台での星空観測や宿泊客への影響	4	天文台から見える星空への影響については、今後の手続きの中で、いただいたご意見を参考とし、引き続き情報収集に努め、本事業の実施によって生じる可能性のある影響を極力回避・低減した計画となるよう検討してまいります。
66	5. 景観・文化	観光・経済	濁水によるエメラルドグリーンの吉野川の消失、ラフティングやカヌー目的の観光客減少への危惧	2	吉野川が日本有数、世界的にも評価の高いラフティングスポットであり、大豊町の重要な観光資源であること、またそれが地域の雇用や移住にもつながっていることについては認識しております。 本事業によるラフティングやカヌー事業への影響については、関係機関との協議や専門家の助言を踏まえ、適切に現地調査、予測及び評価を実施し、可能な限り回避又は極力低減いたします。 計画に当たっては、地すべりなど土地の安定性等の調査・検討を行い、地形改変や連続的な切り盛りは必要最小限とすることで、土砂災害発生の可能性を低減してまいります。 また、防災の観点については林地開発許可の手続きにおいて審査がございますので、今後の手続きにおいて、関係機関との協議を踏まえ、適切に対応いたします。

No.	大項目	中項目	意見の具体的な内容	件数	事業者の見解
67	5. 景観・文化	観光・経済	四国百名山や登山道の景観悪化と登山客の減少	4	本事業地及びその周辺の登山道利用について現況把握に努めるとともに、ご意見も踏まえた上で工事中及び稼働後の本事業による影響が極力回避・低減された計画となるよう検討いたします。 また、風車の景観については多様な受け取り方があるため、フォトモンタージュ等を作成し仮の風車配置における代表的な地点からの見え方を有識者の方にご説明するようにいたします。
68	5. 景観・文化	観光・経済	「手つかずの自然」に惹かれて来た移住者が離れること、新規移住者の減少、過疎化が加速することへの危惧	4	移住者が減って過疎化が進行するのではというご指摘については、日本の人口減少・高齢化は予想を上回るスピードで進展しており、比較的若い世代が多い移住者の獲得競争が自治体間で激化しているとも聞き及んでおります。 本事業では移住者にも魅力を感じてもらえる風力事業にしていけるよう、引き続き地域住民の皆様のご意見を賜りたいと考えております。 当計画では、例えば、地域の産業の一つである林業にも資する事業とすることで、地域への移住および雇用の促進に繋がる事業にしたいと考えています。
69	5. 景観・文化	歴史・文化	事業実施想定区域には陵墓跡や平家落人伝説、神聖な山としての歴史が多く残っている	4	事業実施想定区域の近傍には神賀神社の発祥地とされる奥神賀山があること、「高板山」の山名は「皇の居た山」に由来すると言われ、「安徳天皇御陵跡がある山」である等、周辺には平家の伝承があること、「いざなぎ流」が香美市物部に守り伝えられてきたこと等、認識しております。 今後の手続きにおきましては、ご指摘も踏まえて引き続き情報収集に努めるとともに、現地踏査や関係機関への聞き取りを行い、本事業の実施によって生じる可能性のある影響を極力回避または低減するよう検討してまいります。
70	5. 景観・文化	歴史・文化	無形文化遺産(いざなぎ流)の修験・信仰の場であること	4	
71	5. 景観・文化	歴史・文化	山に祀られた「山の神」への恐れと奉りを軽視することにつながる	4	
72	5. 景観・文化	歴史・文化	物部川漁協では鮎等の水産資源の増殖や環境保全への尽力しているが、現状のままでも土砂流入や濁水で深刻な状況であるのに加え、風力事業によってさらに環境悪化が進むことは容認できない	2	事業実施想定区域及び周囲から物部川へ流入する沢があること、大雨の後は濁りやすい性質であること、特にアユの生息状況の改善のため産卵場の造成等様々な取り組みが実施されていることは承知しております。 現地調査により、アユの産卵場を含めて、物部川に流入する沢等に生息する魚類等水生生物相の把握に努め、その結果や専門家の意見を踏まえて、本事業の実施によって生じる可能性のある影響を極力回避または低減するよう検討してまいります。
73	6. 手続き	説明不足	配慮書閲覧に当たって操作性が悪く、数百ページを電子画面で読むことが苦痛、印刷不可への不満	2	環境影響評価法に則った手順にて、縦覧を実施いたしました。昨今の生活や通信環境を考慮し、通信が困難な方向けに複数の自治体様への文書を配置し、また、平日ご多忙の方向けにホームページからの電子縦覧を考えておりました。 情報開示の手法や内容については、当社HPや新聞公告のほか、自治体広報誌の利用や自治会を通したお知らせ等で広く住民の皆様に周知出来るよう検討いたします。
74	6. 手続き	説明不足	意見書の受付期間が短い	4	環境影響評価法における配慮書の縦覧期間及び意見書の受付期間は定められておらず努力義務となっています。次段階である方法書・準備書においては意見受付期間は、縦覧期間(1ヶ月)に加えて、縦覧期間の満了後2週間が原則として法定されています。 いただいたご意見を参考として今後の手続きにおいては縦覧期間を検討いたします。
75	6. 手続き	説明不足	限られた地区にしか説明会が実施されていない	7	環境影響評価法に基づく住民説明としては配慮書の次の手続きである方法書・準備書から義務付けられています。 当社としては事業規模を鑑み、構想段階の配慮書においても地域住民の皆様への説明が必要であると考え、自主的に、事業実施想定実施区域隣接の地区に対して8か所で説明会を実施いたしました。 地域住民の皆様からご意見をいただき、事業者としてより広範囲への説明会を実施する必要があることを改めて認識いたしました。 事業の実施に当たっては、周辺住民の皆様のご理解・ご協力が不可欠と考えておりますので、適宜説明会を開催し、十分な説明を行ってまいります。
76	6. 手続き	説明不足	子供でも分かる内容での資料全戸配布や説明を求める	1	事業計画についてお知らせする資料は可能な限りわかりやすい形式とし、新聞の折り込みチラシや広報誌等を利用し広く住民の皆様 に周知出来るよう検討いたします。今後も地元住民の皆様には本事業について丁寧にわかりやすいご説明を行い、事業計画についてご理解いただけるよう努めてまいります。

No.	大項目	中項目	意見の具体的な内容	件数	事業者の見解
77	6. 手続き	説明不足	「ペラペラの紙1枚」「町を通さない通知」など周知が不十分	4	地域住民の皆様からご意見をいただき、事業者としてより丁寧ご案内・ご説明が必要であることを改めて認識いたしました。事業の実施に当たっては、周辺住民の皆様のご理解・ご協力が不可欠と考えておりますので、適宜説明会を開催し、丁寧な説明を行ってまいります。
78	6. 手続き	説明不足	「適切に予測」「配慮する」を繰り返すのみで具体性がない	3	現在、資料調査を終えた計画初期段階のため、具体的な回答が出来ず「適切に予測」「配慮する」「検討してまいります」等と表現せざるを得ない事項が多数ございます。また、現時点では、この区域で風力発電事業を計画したいという意思表明をした段階であり、事業実施が決定しているものではございません。環境アセスの手続きとして、「配慮書」、「方法書」の次に現地調査を行う予定です。現地調査を行った結果をもとに検討を進めていく中で、「環境・生態系・地域への」配慮を具体的な形で示してまいります。
79	6. 手続き	説明不足	住民の疑問を事前に受付け、回答を公開の場で行う「質疑応答の会」の開催の要望	1	今後、環境アセス手続きの中で住民説明会を開催することが規定されております。また、法定の説明会だけでなく、地域の皆様よりご要望いただいた場合には適宜説明会を実施させていただきます。ご提案いただいた「住民の疑問を事前に受付け、回答を公開の場で行う「質疑応答の会」」については、以下の方法で住民の皆様との議論、意見交換をスムーズにしていきたいと考えています。まず、配慮書段階で皆様からいただいたご意見に対する回答を当社ホームページにて掲載する予定です。その上でご意見やご質問がございましたら、期間や手段を限定せずお問い合わせとして受付いたします。
80	6. 手続き	意見書	意見書をメールでも受け付けるべき	1	環境アセス手続き上のご意見（配慮書・方法書・準備書）については、メールでの受付も検討しましたが、メールアドレス間違いやシステム障害、ウィルス感染のリスク等の受付における不確実性の観点から書面での受付とさせていただきたいと考えています。
81	6. 手続き	意見書	意見書への回答について	2	いただいたご意見への回答は弊社ホームページにて公開いたします。また、方法書へ記載するほか、関係自治体へ提出する予定です。
82	6. 手続き	事業の妥当性	四国の電気は十分足りている。自然を壊してまで作る必要がない	7	四国内で電力に余裕があることは把握しておりますが、多くは石炭火力発電所に依存している状態です。CO2を多く排出する火力発電に依存しない電源構成を目指そうと考えた場合、四国の電力は余っているとはいえない状況です。本事業でCO2削減に貢献し、燃料の輸入に頼らない純国産エネルギーを増やしたいと考えております。
83	6. 手続き	事業の妥当性	四国以外の関西・九州へ送電する目的なのは	7	本事業で発電される電気は四国電力送配電株式会社様の新改変電所-井川変電所間の送電線へ接続（連系）し送電する予定です。一般的には、四国電力送配電株式会社様が四国電力株式会社様などの電力小売事業者に電気を販売・供給し、四国内の一般家庭や企業などのエンドユーザーに届けられます。本事業で生み出される電力すべてが関西・九州方面に供給されるということはありません。また、四国内の一般家庭や企業の皆様でご希望いただいた方には、直接電気の売買契約をすることも可能です（オフサイトPPA）。事業者としては高知県内の一般家庭、企業、行政に電気をご購入いただくことで、エネルギーの地産地消、地域循環型ビジネスモデルの実現に動きたいと考えています。

No.	大項目	中項目	意見の具体的な内容	件数	事業者の見解
84	6. 手続き	事業の妥当性	環境省がREPOSでポテンシャルなし(利用不可)とした地域である	2	環境省は再生可能エネルギーの主力化に向けて、導入ポテンシャルの再定義と精緻化を行い、その成果を再生可能エネルギー情報提供システム(REPOS)で公開しています。 REPOSは、再生可能エネルギーが導入できそうな場所を予測した地図のようなものです。これはあくまで「目安」をまとめたツールのため、地図で対象外になっている場所でも、風車を建てられないわけではありません。 本事業の計画地には、確かにREPOSの対象外となっているエリアが含まれていますが、これはREPOSが、標高などの自然条件、国立・国定公園等の法制度、居住地からの距離などの土地利用状況から、一律に「ここは対象外」という基準を決めているためです。 例えば、標高については、REPOSでは過去の事例に基づき「1,200m以下」を基準としていますが、本事業では最新の技術動向や事業性を検討した結果、標高1,200mを超えるエリアも十分に建設が可能であると考え、計画の対象としています。
85	6. 手続き	事業の妥当性	徳島県で計画が頓挫した事業者への警戒感	3	当社は徳島県に本社を置く事業者ではございますが、徳島県で中止された計画については一切関わっておりません。
86	6. 手続き	事業の妥当性	補助金がなくなれば撤退する、目先の利益追及への不信感 再エネ賦課金が増え、住民の負担が増える	3	本事業は補助金などの公金を使用せず、民間の資金のみで実施する考えです。 本事業ではFIT制度(固定価格買取)の利用は想定していないので、住民の皆様の電気代が増えるということもありません。 また、事業の原資が国民の支払う電気代というご指摘については、本事業ではFIT制度(固定価格買取)の利用は想定しておりません。 事業を進める上で収益性を考慮するものの、一番の目的は脱炭素社会を実現するための社会からの要請によるものと捉えております。
87	6. 手続き	責任・事後	事業者が倒産して、風車が放置されるリスク	5	長期にわたる事業実施の責任については、本事業実施にあたっての融資スキームとしてプロジェクト・ファイナンスを予定しています。 プロジェクト・ファイナンスは、出資会社の与信に頼らず、事業計画・リターン予測を担保に融資銀行が事業運営会社へ融資を行うスキームです。 融資に当たっては、風況観測データに基づいた綿密な事業計画(発電量予測)に基づく事業性について、経済的・技術的に慎重な審査を経て融資が実行されるため、事業運営会社の倒産リスクは極めて低いものになります。 プロジェクト・ファイナンスでは株式会社GFの与信は事業に影響を及ぼさないため、もし仮にGFが倒産したとしても、事業運営会社は連鎖倒産しません。
88	6. 手続き	責任・事後	事業終了後に風車が放置されるリスク	7	一般的に風車の寿命は20年と言われておりますが、当計画地に最適な風車選定及び適切なメンテナンスを行うことで、まずは25～30年の事業で計画したいと考えております。さらに耐用年数経過後は同じ敷地内で風力発電機を更新し、継続的事业を実施することを考えております。 また、事業中止あるいは事業期間終了後に事業を継続しない場合は、関係機関等と協議の上、発電機を撤去し、植林等を行い、土地の原状回復を行う予定です。 工作物の撤去や現状回復のための費用については積み立てを行う予定です。 太陽光発電設備の撤去については、2022年4月の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下、「再エネ特措法」といいます)の改正により、太陽光発電設備については2022年7月から将来的な廃棄・撤去費用の積立が義務化されましたが、風力発電設備の撤去については、法的な積立義務はありませんが将来的に義務化される見込みです。 本事業では事業計画策定ガイドライン(風力発電)(2017年3月策定、2025年5月改訂、資源エネルギー庁、以下「ガイドライン」といいます)を参考に廃棄・撤去費用を含めた事業計画を立案し、社会的責任を果たしてまいります。 ガイドラインによると、具体的な積立額は将来の解体・撤去費用と廃棄物処理費用の見積もりを基に金額を確定し、運転期間を通じて計画的に積み立てます。廃棄費用の見積取得が困難である場合には、初期投資費用の5%が目安になるとされています。会計士に相談のうえ、廃棄費用は資産除去債務として財務諸表に適切に反映させつつ、計画的に積み立ててまいります。
89	6. 手続き	責任・事後	土砂災害や水枯れ時の補償、因果関係の責任所在の明確化	4	具体的な補償については現時点ではお示しできませんが、万が一本事業に起因する土砂災害やその他事故災害が発生した際は、事業者が責任を持って直ちに原因や被災状況を調査し、関係機関と協議の上、早期復旧及び問題解決に努め、誠実に対応してまいります。
90	6. 手続き	責任・事後	配慮書作成委託先の責任者の資格や経歴の開示の要望	1	委託業務の責任者としては、技術士(建設部門:建設環境)を配置しているほか、建設部門の技術士や環境影響評価に精通した者が図書作成にあたっております。 業務経歴及び技術士登録証の写しにつきましては、個人情報保護の観点から、開示は差し控えさせていただきます。

No.	大項目	中項目	意見の具体的な内容	件数	事業者の見解
91	6. 手続き	責任・事後	専門家意見における専門家の実名を公表の要望	1	個人情報保護の観点から、ヒアリングを実施した専門家の実名公表は控えさせていただきます。
92	6. 手続き	計画の妥当性	計画の中止または抜本的な区域の見直しを要望	114	本計画は、開発事業による重大な環境影響を防止するための環境省の制度として定められた環境アセスメント(環境影響評価)手続きの最初期段階である、「配慮書」をお示しした段階です。今後、数年がかりで「方法書」「準備書」「評価書」という手続きを経てまいります。 現時点では、この区域で風力発電事業を計画したいという意思表示をした段階であり、事業実施が決定しているものではありません。 これら手続きの中で各種調査・検討を行い、自然環境への影響や事業性を評価し、地域の皆様のご理解および地域にとって必要な発電所となるよう検討して参ります。
93	6. 手続き	計画の妥当性	外国製の不良在庫の風車を使おうとしている	1	現在国内メーカーは大型の風力発電機を製造しておらず、欧州製の機種を検討しておりますが、受注生産となるため、不良在庫の購入ではございません。
94	6. 手続き	計画の妥当性	風況が良いというなら、なぜ今までこの場所に他社を含めて風力発電事業の計画が立案されなかったのか	2	理由としては以下の2点が考えられます。 1 保安林の存在 2 高い標高と尾根へのアクセス道路 保安林の観点について、本事業の実施想定区域のうち大部分は保安林となっております。従来、保安林での開発は極めて困難であるといわれてきました。 しかし、2020年に菅首相(当時)による2050カーボンニュートラル宣言がなされ、保安林内でも風力発電を進めていくことについて、林野庁も舵を切りました。 そして、林野庁は「保安林の指定解除事務等マニュアル(風力編)」を令和3年9月(令和7年4月改定)に発行し、保安林内でも許可要件を満たせば風力事業を行うことを認めています。 当社としても愛媛県において2022年に保安林内での開発許可を取得し、風力発電所の建設を行っています。 2点目について、事業実施区域は標高が高く、尾根上まで続く風車運搬のための管理用道路を計画しにくいと、より容易な他の地点での事業を企図したのではないかと推測します。 しかし現在では風況の良い候補地は極めて少なくなっており、ほとんどが保安林や自然公園の中にあるのみならず、標高も高い場所になります。 本事業実施想定区域での計画は容易ではありませんが、実施が可能なのではないかと考え事業計画を立案しました。
95	6. 手続き	計画の妥当性	洋上用の大きな風車を建築しようとしている 風車のサイズが大きすぎる・コンパクト化すべき	2	本計画で建設を予定している風力発電機は、規模としては約10年前に洋上風力用として採用されたものと同程度のものですが、現在では陸上用として一般的に建設または計画されている風力発電機のサイズです。 風力発電の原理として発電量は風車の羽の長さの2乗に比例するため、わずかな増加が発電量の大幅な増加につながります。 発電効率を向上させるため風車のサイズは大型化の傾向にあります。 小さな風車を採用すればその分多くの風車を建設しなければならず、本計画では発電効率の向上と最小限の開発とするため、このサイズの風車を選定しました。
96	6. 手続き	計画の妥当性	想定区域が2662haと余りにも広大である	3	配慮書でお示しした2662haは事業を実施する可能性のある区域面積であり、実際の工事面積ははるかに小さくなります(現時点で計画がまだ具体的ではないため詳細な面積を申し上げることはできません)。 山林全体を皆伐するような開発計画ではなく、管理用道路および風車ヤード建設の伐採量や改変面積は、現地調査を行い、関係機関と協議の上、専門家ヒアリング等をふまえ、地域住民のみなさまのご意見を参考としながら、安全に配慮し、必要最低限に留めるように計画いたします。 また、風車の基数36基は最大数をお示ししたものであり、現時点で確定しているわけではなく、上記検討と併せて適切な基数および配置を検討します。

No.	大項目	中項目	意見の具体的な内容	件数	事業者の見解
97	6. 手続き	計画の妥当性	事業実施想定区域には、風車等を設置する区域以外に、赤塚山、茂ノ森に挟まれた区域に不自然な事業区域が含まれている。	2	事業実施想定区域南西部の茂ノ森周辺から西ノ谷に至る地域は、「第2章 3.(6)事業実施想定区域等の設定」に記載した通り、送電線及び系統連系のルートとして検討中の地域です。 本事業では送電線及び系統連系のルートとして架空及び埋設の両面で検討しており、具体的なルートはまだ決まっていないことから改変の可能性がある区域として、事業実施想定区域の一部として設定いたしました。 今後、調査・検討を行い、詳細設計の上、実際に改変する区域を大きく絞り込み最小限の開発に留めるようにいたします。
98	6. 手続き	計画の妥当性	事業者は中国資本とのこと	1	株式会社GFは、徳島県で1973年に創業された藤崎電機株式会社とその子会社である株式会社ガイアパワーが2019年に合併した企業です。当社は中国資本とは無関係です。
99	6. 手続き	計画の妥当性	高知新エネルギービジョン、大豊町再生可能エネルギー計画に即していない	1	高知新エネルギービジョンは「高知県産100%自然エネルギー溢れる『こうち』の創造」を目指して地域と調和した再生可能エネルギー導入促進と再生可能エネルギーを活用した地域振興・地域貢献の推進を目指すものです。 高知県の恵まれた自然環境を最大限活用し高知県産のエネルギーが県外も含め、広く行き渡る取組を進めることで、地域に暮らす人々に笑顔があふれ、地域が活気に満ちた元気な高知県になることを目指しています。 大豊町再生可能エネルギー計画についても豊かな自然を未来の世代につないでいくため2050年までに二酸化炭素の排出量の実質ゼロを目指し、その実現に向けた道筋を示したものです。 本計画では、高知新エネルギービジョン及び大豊町再生可能エネルギー計画に則りつつ、地域の活性化への寄与と地域に必要とされる発電所となるよう計画したいと考えています。 そして、エネルギーの地産地消によって持続可能な未来を描き、災害に強い地域を創り、地域の豊かな自然資本(風)をお借りして生み出された価値を地域に還元し、「共に発展する」という共生関係の構築を目指します。
100	6. 手続き	地元貢献	地元への貢献の文脈で「災害時のエネルギー供給」と書かれているが、現実的に不可能ではないか	2	当社の考える「災害時のエネルギー供給」は、災害時に風車を稼働させることによって電力供給するのではなく、役場等の公共施設・避難所等に蓄電池を設置し平時に蓄電するシステムを構築し、災害時に地域の皆様がご使用いただける電気を供給できるような仕組みの検討を考えています。
101	6. 手続き	地元貢献	地元の文化や自然環境への貢献への具体的な方法を含めた事業者側の責任が明確化されていない	3	現時点では計画の初期段階であり、まだ実施可能と判断できる段階ではないため、具体的な内容はお示しできませんが、風力発電事業の事業期間中において農林業への協力や環境基金の創設、道路補修、行事への協賛等を想定しております。 地域貢献の詳細については、地域住民の皆様、関係自治体のご意見・ご指導をいただきながら、検討してまいります。